資料５

環境省
Ministry of the Environment

中央環境審議会総合政策部会　第123回

重点戦略４．（２）心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出（OECMも活用した良好な環境の創出による「保護と利用の好循環」の実現）に係る取組について

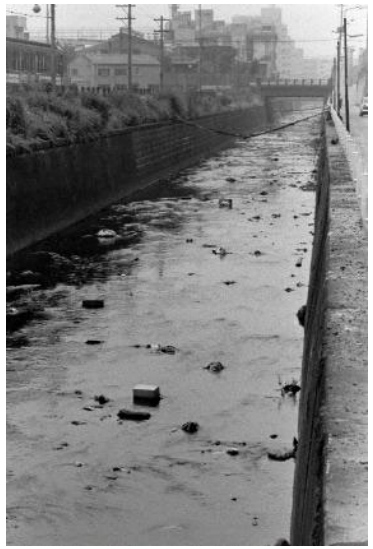
2026年11月２日

環境省水・大気環境局

良好な環境の創出について

昭和の時代

水質汚濁対策が喫緊の課題



泡立ち、臭気を放つ川

ゴミが目立つ川や海岸

環境基準の創設
排水基準、排水規制の創設
BOD/CODを中心としたモニタリング

平成の時代

水質は改善



汚濁対策が必要な水域は一部残っているが、多くの水域で水質が改善



環境基準（生活環境項目）の達成率は、20年程度ほとんど横ばいで推移

水生生物保全環境基準、底層溶存酸素量など新しい制度を取り入れてきたが、基本的には公害時代の制度をそのまま引き継いでいる

令和の時代

良好な水環境の創出



水質のみならず、水生生物や景観など幅広い観点から良好な水辺を目指す



地域ニーズを踏まえ、地場産業・地域づくりなど、「保全」に加え、水辺の「活用」の観点を取り入れ、多くの主体を巻き込む

これまでの汚濁対策の制度をベースとしつつ、良好な環境の創出を目指す施策へ発展

良好な環境の創出に係る施策の全体像

- 良好な環境を保全しつつ、持続的な形で利活用することにより、地域課題の解決、人々のウェルビーイングや地域の魅力向上、地域活性化の実現に繋げ、得られた成果を保全活動に還元する好循環を推進。
- モデル事業を通じて地域の取組を伴走支援し、好事例を創出。
- 得られた知見を共有し、団体同士のネットワーク形成や支援企業等とのマッチングに繋げるプラットフォームを運営。
- さらに、これらの取組の持続性確保や横展開を促進するため、制度構築を検討。

■モデル事業の実施

地域の各種取組をモデル事業で伴走支援
専門家派遣等を通じて取組の保全・利活用の好循環を支援



■プラットフォームの運営

課題・知見共有・マッチング促進
ネットワーク形成、イベント等を通じて取組事例や課題・知見の共有・発信、マッチング支援



下支え

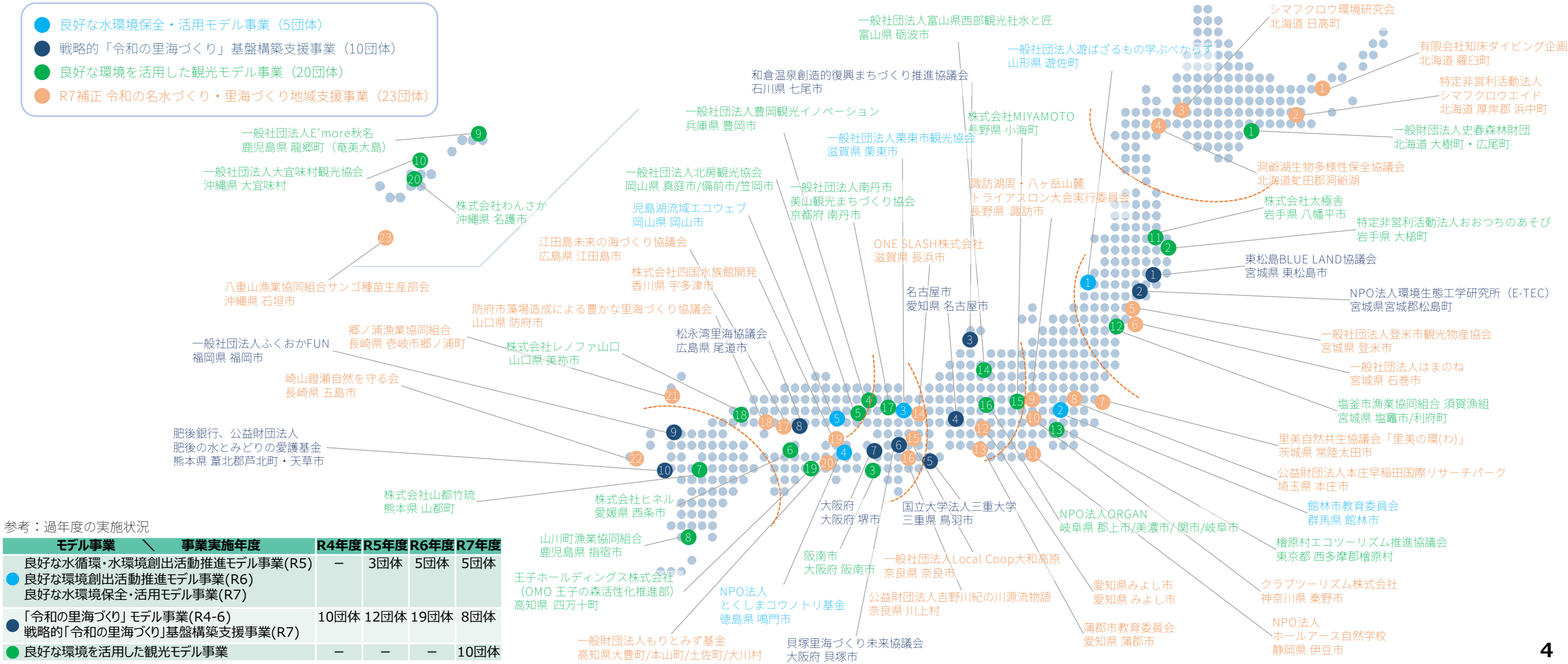
■仕組み・制度の検討

取組の持続性確保・横展開の促進のための制度構築
国による認定・評価等の仕組み・制度の検討（中央環境審議会小委員会において審議中）

地域活性化・住民のウェルビーイング向上に寄与

各施策の進捗と成果：モデル事業の実施（令和8年度の取組）

■ 令和8年度からは各地方環境局単位でもモデル事業を実施し、加速度的に取組事例数を拡大。多様な主体の連携による地域ごとの取組の支援を実施する。



参考：過年度の実施状況

モデル事業 ＼ 事業実施年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業(R5) 良好な環境創出活動推進モデル事業(R6) 良好な水環境保全・活用モデル事業(R7)	－	3団体	5団体	5団体
「令和の里海づくり」モデル事業(R4-6) 戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業(R7)	10団体	12団体	19団体	8団体
良好な環境を活用した観光モデル事業	－	－	－	10団体

各施策の進捗と成果：モデル事業の実施（取組事例と事業を通じた波及効果）

環境省

水モデル事業R6実施団体：
㈱さとゆめ・小海町（長野県小海町）

- 自然環境に関心のある**民間企業支援の新規獲得**
 ⇒町と企業が協力しながら、自然と共生するまちづくり推進
- 将来的には**自然資源を活用した商品化**も検討
 ⇒町内の観光拠点へ食材やツアーの提供



民間企業連携の拡大



イワナ養殖事業を学ぶツアー

里海モデル事業R6実施団体：
㈱WMI（北海道函館市）

- 造成したコンブを**ヘアケア用品**や**コンビニ商品に使用**
 ⇒サステナブルブランドとしての発信
- 地域関係者と大阪・関西**万博でイベント開催**
 ⇒里海事業実施による信頼獲得
- 生分解性粘土を用いた**海洋教育の展開**
 ⇒地域のコーディネーターとして活躍


海洋教育活動



サラヤの商品に活用


万博での発信



セブンイレブンの商品に活用

観光モデル事業R7実施団体：
一般社団法人E'more秋名（鹿児島県龍郷町）

- **ありたい地域の可視化**のためのワークショップとビジョンマップ作成
- 田んぼの保全活動を**来訪者と協働で行うプログラムの検証**
 ⇒リジェネラティブツーリズムの活動
 ⇒イメージを地域関係者で共有
 ⇒受入の機運を醸成


地域のありたい将来像の可視化

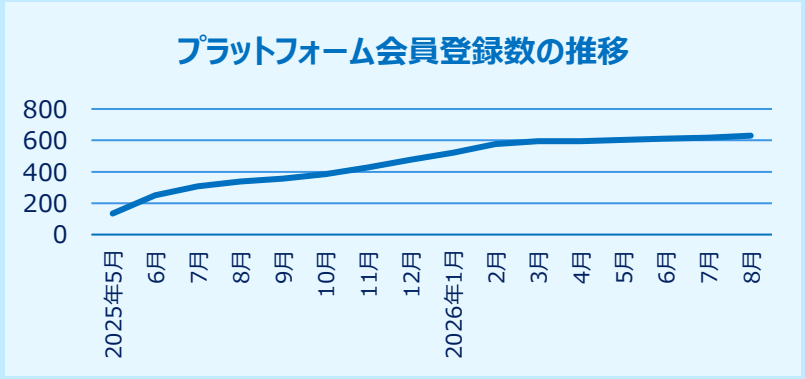

保全活動プログラムの検証

各施策の進捗と成果：プラットフォームの運営

- 令和7年5月、「**水辺の環境活動プラットフォーム**」ウェブサイトを立ち上げ。環境省が実施するモデル事業の実施事例や身近な水辺の調査に関する情報、関連するイベントの案内等を一元的に案内。立ち上げ以降、プラットフォーム登録者数は順調に増加。
- 本プラットフォームと連動する取組として、**良好な環境づくりの関係者の交流の場となるシンポジウムを開催**。施策・取組の認知度向上に寄与。
- 里海づくりの取組に特化した企画として、「**里海づくりネットワーク**」を設置。**スタディツアー**や**相談窓口の設置**など、里海づくりの理念の実装の手助けとなる取組を展開。

水辺の環境活動プラットフォームの立ち上げ





良好な環境創出シンポジウムの開催





良好な水環境や里海づくりに携わる関係者の共創の場としてシンポジウムを開催

マッチングイベントや交流会に多くの時間を確保し、地域内外の連携、ナレッジ共有を促進

里海づくりネットワークの設置



「今後の里海づくりのあり方に関する提言」と「里海づくりの手引書」を、現地で実学的に学ぶスタディツアーを三重県鳥羽市で開催



全国で里海づくりに取り組む・検討する団体を対象に、専門家に無料で相談できる窓口を開設

各施策の進捗と成果：仕組み・制度の検討

■ 令和７年6月の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第17回）において、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査・審議するため、「**水環境制度小委員会**」の設置について了承された。
■ 令和７年12月に第１回小委員会を開催し、これまでに5回の審議を実施。

【検討項目１】
良好な水環境の創出に向けた対応

- 水辺を保全・活用した地域づくりなど、**良好な水環境の保全と活用を促進**する制度の導入を検討
- 「水質」のみではなく、「景観」、「水生生物」など**多面的なモニタリング**の制度を検討

【検討項目２】
水質汚濁事故対策の推進

- 豪雨の増加等を踏まえ、汚濁の流出事案への対応を推進
- 水道行政と環境行政の連携強化

【検討項目３】
その他の水環境行政の方向性

従来からの水環境行政の基本である、環境基準、測定・分析方法、排水規制などの制度の枠組みについて、将来の方向性を議論

水環境制度小委員会にて審議

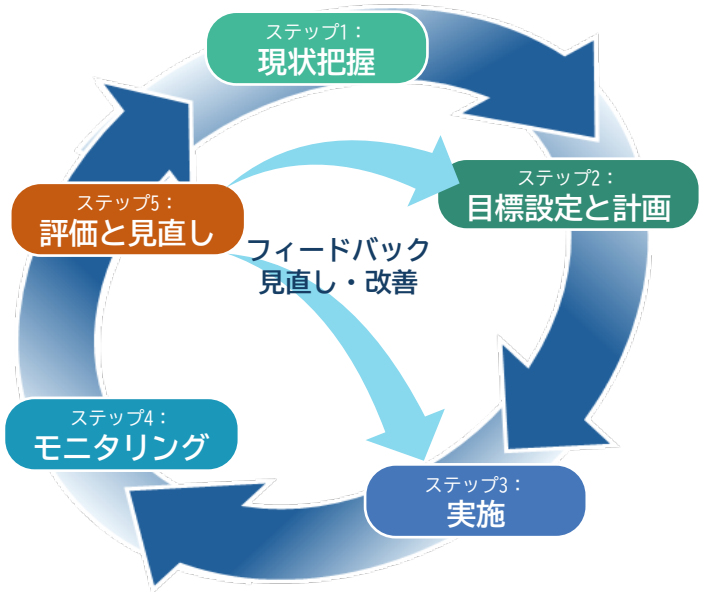
【専門委員会で審議済】
総量「管理」制度への転換
栄養塩類管理制度の導入

閉鎖性海域の水質対策を担ってきた水質総量削減制度において、**海域の状況に応じたきめ細やかな水環境管理に向けて、栄養塩類管理を可能**とする制度の導入を検討

第10次水質総量削減の在り方について、中環審　総量削減専門委員会において審議済

今後の方向性

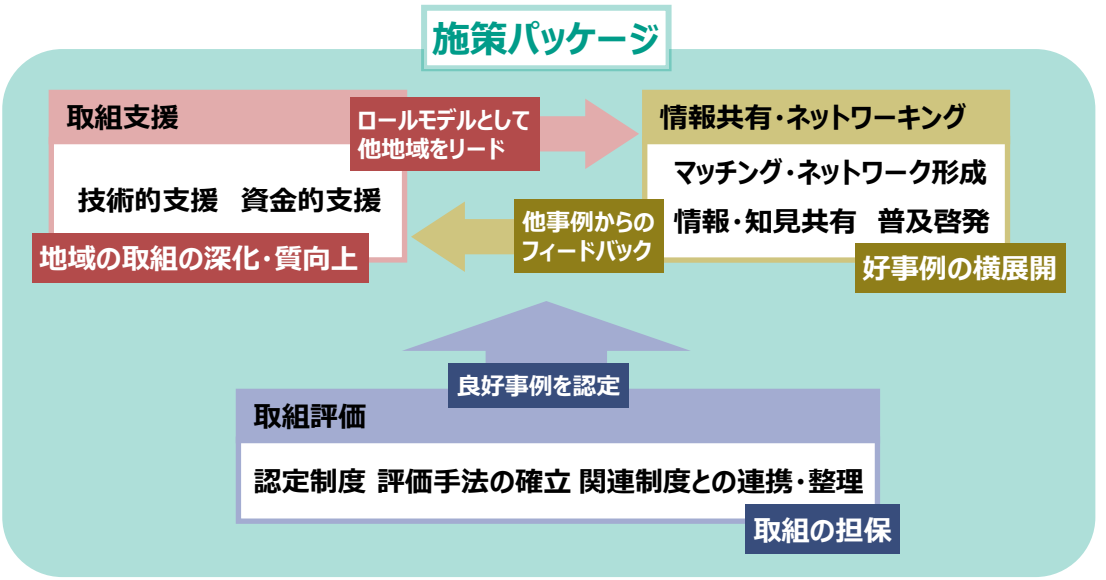
- モデル事業においては、「今後の里海づくりのあり方に関する提言」や「里海づくりの手引書」など、事業実施を通じて蓄積した知見の整理に取り組んでいるところ。他事業についても知見の整理を行い、個別案件の直接的支援からノウハウの周知・共有へと展開を図る。
- プラットフォームについても、これまでの取組を引き続き実施するとともに、各地方環境局レベルでのネットワーキングなどの実装を検討。さらに、保全と活用の取組に関する施策や事例共有を行うオンライン会合を開催し、シンポジウムに加えて情報共有の頻度を拡充。加えて、SNSを活用し施策の認知度の向上にも取り組む。
- また仕組み・制度の検討においては、第4回水環境制度小委員会において良好な環境の保全・活用を推進する施策の枠組みを提示し、取組の評価を通じてこれまでの施策を下支えする制度を提示したところ。評価手法などの具体的な検討を進める。



「里海づくりの手引書」において提示した
取組実施のサイクル



SNSを活用した施策の周知



第4回水環境制度小委員会で提示した
良好な環境の保全・活用の推進に向けた施策パッケージ

地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

■環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**を**「自然共生サイト」として認定**する仕組みを令和５年度に開始（従前制度）。

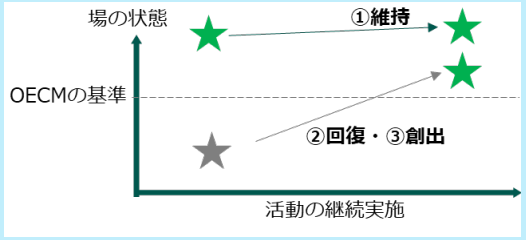
■**ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、自然共生サイトを法制化した**「地域生物多様性増進法」が令和７年４月に施行**。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。

■従前制度における認定も含め、**令和８年10月末時点での自然共生サイトは合計700か所**。※令和５年度からの累計

■申請主体は**企業が約半数**で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

＜自然共生サイトの経緯＞

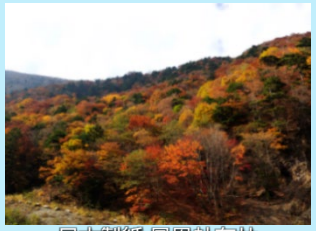
2020年 12月　検討開始
2022年 ４月　30by30ロードマップ公表
12月　昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択
2023年 ４月　自然共生サイト制度の開始
10月　自然共生サイトの初認定
2024年 ４月　地域生物多様性増進法成立
2025年 ４月　地域生物多様性増進法施行
９月　令和７年度第１回認定（法に基づく初認定）
2026年 10月　令和８年度第２回認定



①維持については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECMの基準を満たすもの）を想定。
②回復及び**③創出**については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

＜認定された「自然共生サイト」の例＞


盛岡セイコー工業　わくわくの森・わくわくトープ（岩手県）


日本製紙 鳳凰社有林（山梨県）

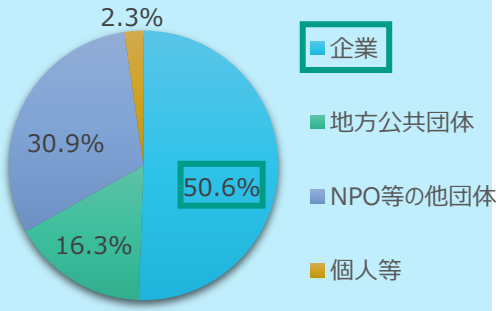

コウノトリ育む祥雲寺水田とビオトープ（兵庫県）


つくばこどもの森保育園（茨城県）


三井住友海上駿河台緑地（東京都）


山川の海のゆりかご（鹿児島県）

＜申請主体の内訳＞



＜令和７年度第１回認定式の様子＞

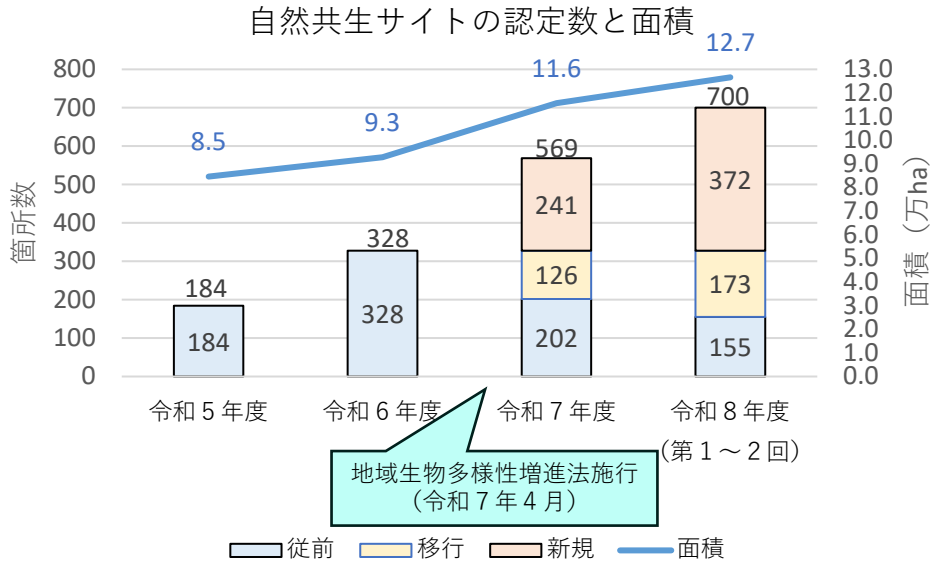

令和７年９月30日、東京

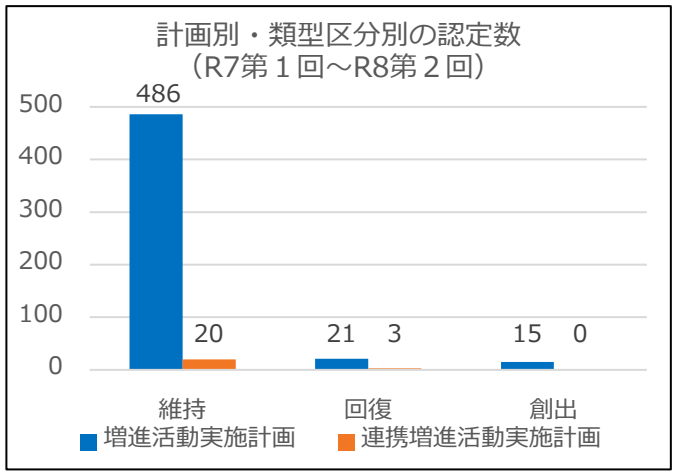
自然共生サイトの認定状況について

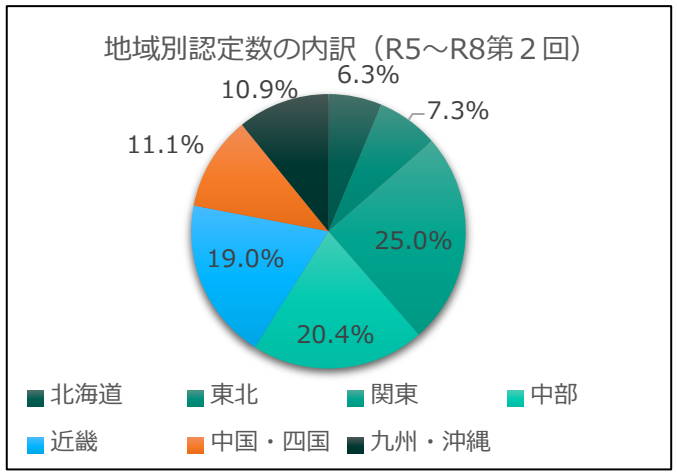
■地域生物多様性増進法に基づき、**522か所の「増進活動実施計画」（うち維持タイプ486か所、回復タイプ21か所、創出タイプ15か所）**及び**23か所の「連携増進活動実施計画」（うち維持タイプ20か所、回復タイプ3か所）**を**主務大臣が認定**。

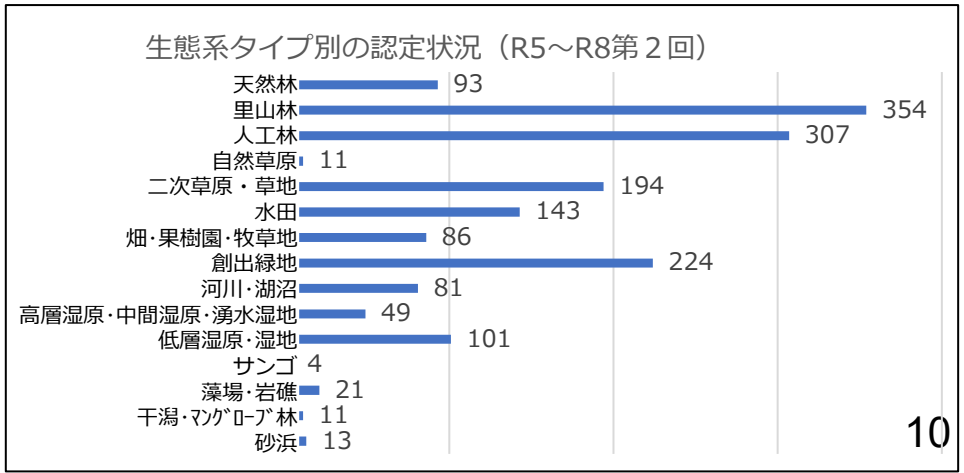
＜従前及び法定自然共生サイトの内訳＞

	従前の自然共生サイト（～令和６年度）	法定自然共生サイト（令和７年度～）	
～令和６年度	328か所、9.3万ha	－	－
令和７年度	（法定外202か所、8.1万ha）	（移行分126か所、1.2万ha）	新規241か所、2.3万ha
		計367か所、3.5万ha	
令和８年度第１回	（法定外187か所、6.3万ha）	（移行分15か所、1.8万ha）	新規41か所、0.3万ha
		計56か所、2.1万ha	
令和８年度第２回	（法定外155か所、1.2万ha）	**（移行分32か所、5.1万ha）**	**新規90か所、0.8万ha**
		計122か所、5.9万ha	
自然共生サイト合計	（法定外155か所、1.2万ha）	（移行分173か所、8.0万ha）	新規372か所、3.4万ha
		計545か所、11.4万ha	
	700か所、12.7万ha		





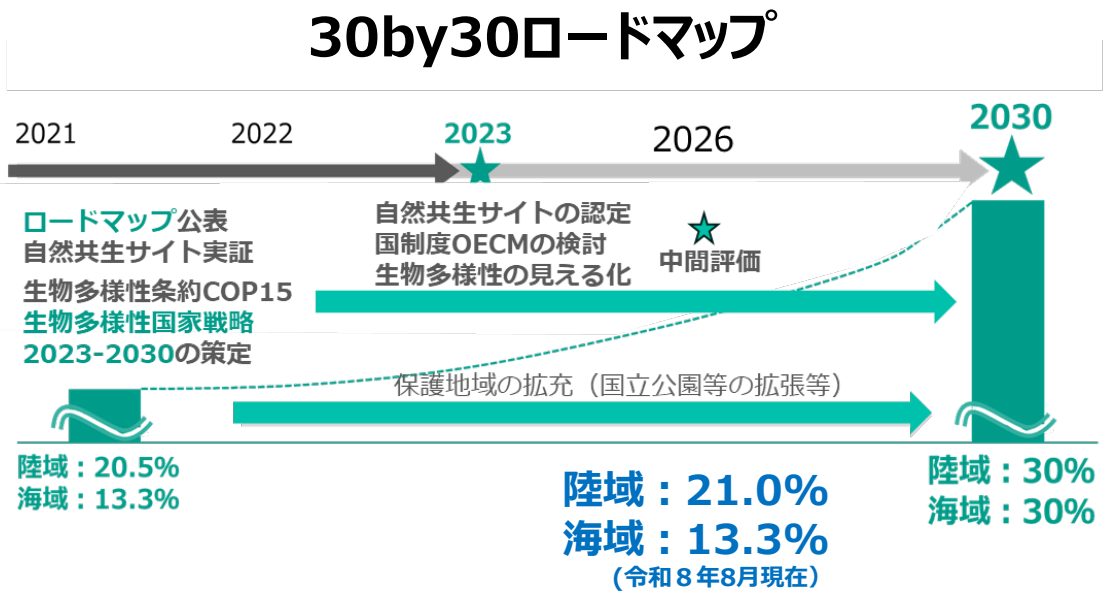




30by30ロードマップ中間評価について

■「30by30目標」達成に向けて、2022年に「**30by30ロードマップ**」を策定し、「生物多様性国家戦略2023-2030」に附属書として組込。保護地域の拡大とOECMの設定に取り組む。OECMの取組の柱は、**自然共生サイト**と**国制度OECM**の推進。

■**2026（令和８）年度に「30by30ロードマップ中間評価」を実施**。2027（令和９）年度は中間評価を踏まえて**取組を加速**させることが必要。



中間評価の方向性のたたき台

① 30by30目標達成に向けた取組の加速化と保全の質の向上
- ●目標達成に向けて、重要な地域の保全や生態系ネットワークの構築をどう進めていくか。

②自然共生サイトを通じた民間の取組の裾野の更なる拡大
- ●ネイチャーポジティブの取組の参画促進のために自然共生サイトの価値をどう高めていけるのか。

③自然資本の保全と活用の相乗効果を生む戦略的空間配置と地域グランドデザインの構築
- ● 農林水産業、グリーンインフラ、鳥獣保護管理、再生可能エネルギー等の各分野の取組が生物多様性保全にも貢献するために、これらの取組をどう配置し最適化していくか。
- ● 地域のグランドデザインの構築のためにどのような観点やプロセスが必要か。生物多様性地域戦略等の地域計画に何を盛り込むべきか。

④ 地域の自然資本を活かし、多様な主体と連携したネイチャーポジティブ経済への移行
- ●企業価値と地域価値を向上するために、どう生物多様性の価値を評価し、活用すべきか。
- ●ネイチャーポジティブ経済への移行に向けて、企業・自治体・地域住民はどう関わっていけるか。

⑤ネイチャーテック（自然関連技術）の実装を支えるデータ・技術基盤の整備
- ●様々な主体の取組加速のために、保全や管理の技術をどう確立し広げていけるか。
- ●革新的な技術や手法の開発をどう促していけるか。